

東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）の策定

計画策定のポイント

■ 幼児教育・保育にまたがる初めての計画

- ・ 幼児教育・保育に関する都のスタンス
- ・ 教育・保育施設の目標設定数及び設置時期
- ・ 認定こども園の普及（幼稚園及び保育所からの移行支援）
- ・ 保幼小の連携 等

■ 需給ギャップ（待機児童）解消の目標年次を設定

- ・ 潜在ニーズを含む保育の利用意向の把握
（参考）後期計画策定時のニーズ量は就学前児童の44%
平成25年4月時点の保育利用率は36%
- ・ 国は「待機児童解消加速化プラン」で、平成29年度末までに待機児童を解消することを目標

■ サービスの質に関する保護者ニーズへの対応

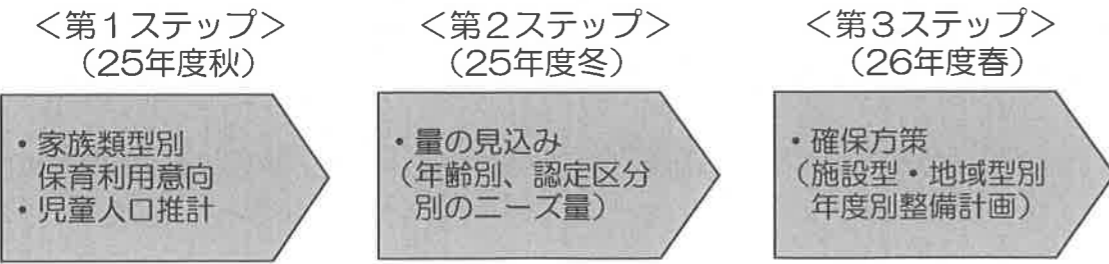
- ・ 幼児教育、保育の質的改善
- ・ 保育士等の人材確保・資質の向上 等

現在の取組と今後の予定

■ 「新制度施行に向けた都・区市町村連絡会議」を設置して検討開始

- ・ ニーズ調査に関する留意点の検討、周知
- ・ 需給ギャップ解消の目標年次、整備目標等に関する意見交換
（施設型給付と地域型保育のバランス、幼保の需給バランス、区域設定等）
- ・ 地域型保育（小規模保育等）の認可基準に関する意見交換
- ・ 新制度施行後の認証保育所のあり方検討 など

■ 事業計画に関する各区市町村との個別協議・調整



東京都子供・子育て支援事業支援計画（仮称）（案）

【計画の性格】 主に産前・乳幼児期から学童期までを対象とした子供・子育てに関する総合計画

【計画期間】 平成27年度～31年度（5年間）

【検討組織】 東京都子供・子育て会議
子供・子育て施策推進本部（庁内検討会議）

【計画内容】（必須記載事項）

- 区域の設定
- 各年度における幼児教育・保育の量の見込み、確保方策
- 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制
- 保育士等の人材確保・資質の向上
- 専門的な知識・技術を要する支援に関する施策の実施と区市町村との連携（児童虐待対策、社会的養護、ひとり親支援、障害児施策）

（任意記載事項）

- 区市町村の区域を超えた広域調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 職業生活と家庭生活との両立に関する施策との連携

（関連分野の施策）

- 医療、雇用、子育て環境（住宅・教育・地域）など

